

平成 23 年 7 月 22 日

厚木市長 小 林 常 良 様

厚木市個人情報保護審査会  
会 長 玉 巻 弘 光

個人情報不開示決定処分に対する不服申立てについて（答申）

平成23年 1 月19日付けで諮問された「個人情報不開示決定」に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

政策部広報課平成22年文書番号803号及び884号の文書中わたしの提案に記録された保有個人情報について、厚木市長が行った不開示処分は妥当である。

## 2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、平成22年7月2日付けで、政策部広報課平成22年文書番号803号及び884号の文書中わたしの提案に記載された、自己を本人とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示を、厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第1項に基づき、厚木市長（以下「実施機関」という。）に請求した。
- (2) 実施機関は、本件保有個人情報には条例第18条第1号、同条第5号に該当する部分があるとして（処分理由省略）、本件保有個人情報を不開示とした処分（以下「本件処分」という。）をし、平成22年7月16日付けで不服申立人に通知した。
- (3) 不服申立人は、本件処分に不服があるとして、平成22年9月13日付けで、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し不服申立てを行った。

## 3 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 不開示決定通知書に記載されている不開示とする理由は、提案者の個人情報の保護を優先し、不服申立人の個人情報については考慮されてないため、条例第18条第1号本文には該当しない。

イ 実施機関は、開示請求者以外の特定の個人の正当な権利利益を害するおそれのあること等を理由にしているが、本件保有個人情報は、条例第18条第1号ただし書ウに該当する。不開示の決定をするのであれば、不開示によって保護される権利と開示によって保護される権利とのバランスが考慮されなければならない。

ウ 条例第18条第5号該当性については、実施機関がわたしの提案制度の考え

方を改める、又は審査会が実施機関に対し、わたしの提案制度の在り方に関し、意見を付さない限りは決定の内容は覆らないものとする。

#### 4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

##### (1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、政策部広報課平成22年文書番号803号及び884号の文書のうち、厚木市の広聴制度として実施している「わたしの提案（市政に関する市長への手紙）」制度（以下「わたしの提案制度」という。）により、提案者である特定の個人（以下「本件提案者」という。）から提出された手紙（以下「本件手紙」という。）である。

##### (2) 条例第18条第1号本文該当性について

ア 本件手紙に記載されている本件提案者の氏名は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第18条第1号本文に該当する。

イ 本件手紙は、わたしの提案制度に基づき、本件提案者が作成した提案内容が記載された文書であり、本件提案者の内心を吐露したもの等、個人の思想に関する情報が記載されていることから、個人の人格と密接に係るものとして保護すべき情報であり、本件提案者の識別情報を除いたとしても、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第18条第1号本文に該当する。

##### (3) 条例第18条第1号ただし書該当性について

本件手紙は、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「法令等の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分」とは認められないので、条例第18条第1号ただし書

アからエまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第18条第5号該当性について

本件手紙は、開示請求者以外の特定の個人がわたしの提案制度に基づき提出した文書であり、これを開示した場合、提案内容の秘匿性を前提としたわたしの提案制度を通じた意見発信を市民がためらう結果をもたらし、市民から広く意見を聴き、開かれた市政の推進を目的とする事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第18条第5号に該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、わたしの提案制度により、開示請求者以外である本件提案者から提出された本件手紙に記載された、不服申立人に係る個人情報である。

(3) 条例第18条第5号該当性について

ア 条例第18条第5号は、「実施機関又は国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものとされる。

ウ 本件保有個人情報は、わたしの提案制度に基づき開示請求者以外の特定の個人である本件提案者が提出した本件手紙に記載された不服申立人に係る個人情報であり、これを開示した場合、提案内容の秘匿性を前提としたわたしの提案制度に対する市民の信頼を損ない、他者に自らの手紙を見られたくな

いと考える者は、わたしの提案制度を利用しなくなることが予想される等、わたしの提案制度を通じた意見発信を市民がためらう結果をもたらし、市民から広く意見を聴き、開かれた市政の推進を目的とする事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第18条第5号に該当すると判断する。

(4) 条例第18条第1号該当性について

前記(3)で述べたとおり、本件保有個人情報、条例第18条第5号に該当すると判断するので、条例第18条第1号該当性については判断するまでもない。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(5) その他

当審査会は、保有個人情報の開示請求に係る諾否決定についてなされた行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際しての意見を求められているものであり、前記3(2)ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 付言

本件においては、不服申立てから実施機関による当審査会への諮問までに4か月余りが経過している。不服申立人による自己情報開示請求から実施機関による原処分までに要した期間が2週間であるのに比して、諮問までにこれ程長期の時間を要した事情の説明を実施機関に求めたが、合理的事情の存在を認めることは困難であった。原処分の見直しに相当の長期を要すると考えられる具体的事情が存する場合であれば格別、そのような事情が存したとは認められない本件において、処理にこれほどの期間を要したことは、簡易迅速な救済制度としての行政不服申立て制度の趣旨を損なうものといわざるを得ない。今後は、条例の規定に基づき、迅速に手続を行うことが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 23 年 1 月 19 日	諮問
1 月 24 日	実施機関に不開示等理由説明書の提出を要求
2 月 14 日	実施機関から不開示等理由説明書を受理
2 月 17 日	不服申立人に不開示等理由説明書を送付
3 月 7 日	不服申立人から口頭での意見陳述申出書を受理
4 月 27 日 (第 1 回審査会)	審議
5 月 17 日 (第 2 回審査会)	不服申立人から意見を聴取 実施機関の職員から不開示等理由説明を聴取
6 月 13 日 (第 3 回審査会)	審議
7 月 12 日 (第 4 回審査会)	審議

## 厚木市個人情報保護審査会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	玉巻 弘光	学識経験者
会長職務代理者	中小路 大	学識経験者
	座本 喜一	学識経験者
	阿部 美恵	学識経験者
	大貫 安彦	学識経験者